

## 林市藏の履歴に関する研究（二）

—帝大卒業から警察監獄學校教授まで—<sup>〔1〕</sup>

小笠原 慶 彰

### 一、はじめに

前稿では、一八七〇（慶應三）年の林市藏出生から書き起こし、日清戦争の余韻がまだ残る一八九六（明治二十九）年七月、満二十九歳で帝國大學法科大學政治學科を卒業するまでの履歴を検証した。<sup>〔2〕</sup>

その結果、熊本藩下級武士の子として出生し、早くに父を亡くして、父の残した禄と母の内職でかろうじて生活を立てながら、それでも教育を身に着けて立身しようと煩悶努力している姿が浮かび上がった。しかし、その努力の方向は、明治新國家の基礎固めのための右往左往と軌を一にしたため、いろいろな振り返しに翻弄されていた。たとえば、西南戦争の影響で勉学を中断されたり、洋式教育への違和感からそれに反発したりしたのである。濟々費時代のことと伝えられる悪漢ぶりはそうした煩悶の結果であつたかもしれない。ようやく二十歳目前にして明治新国家のもとにエリート養成機関としてスタートした第五高等中學校（五高）に入学した時点で、官僚としての立

身を自覚していたのだろう。母一人を残して軍人の道を歩むことは、恐らく考えなかつたに違ひない。入学後は、旧制高等学校文化となつていく精神的土壤の担い手になりつつも、基本的には勉学に勤しみ、帝國大學入学後はさらに高級官僚への意思を強めていったようと思えた。

ところで、前稿では触れなかつたが、政治學科卒業の履歴は官吏として採用されるには不利と忠告する高官もいたらしい。事実、一八九一（明治二十四）年および翌年の卒業生は法學科に偏つてゐる。もつともこれは高官の忠告によるかどうかはともかくとして、當時すでに「憲法もでき、内閣制度も一応の安定をみた明治二十年代には、制度の運転に必要な法学的な素養にたいする要求水準が高まつていたのは事実だらう」ということのようだ。<sup>(4)</sup> そんな中で、市藏が政治學科を選択した理由は何だつたのだろうか。本研究ではその理由を直接探るのではなく、時代の雰囲気の中で市藏の歩んだ官僚履歴を明らかにすることによつて、その手がかりを掴みたい。本稿では、帝國大學を卒業した一八九六（明治二十九）年に屬となつたのを振り出しに、初めて高等官として勤務した警察監獄學校教授を解かれ、山口縣書記官の辞令を受ける一九〇四（明治三十七）年までを検証する。

## 二、拓殖務屬から内務屬へ

林市藏の官僚としての履歴は、一八九六（明治二十九）年七月十日に帝國大學を卒業した直後の七月十六日付で拓殖務屬となり、北部局第三課に勤務するところから始まる。「初任給は四十円であつた」<sup>(5)</sup> ということなので、その通りだとすれば、当時の俸給表では、判任官二等四級俸ということになる。<sup>(6)</sup> まず、この事情を検討する。

この頃の日本は、明治初期の有司專制時代から自由民權運動、日清戰爭を経て、大日本帝國憲法の発布・施行、國会開設によつて政党内閣制の定着に向かつてゐた。つまり、「近代日本の官吏制度がその形態を整え始めたのは、

内閣制度の発足、大日本帝国憲法の制定前後であり、ついで明治三二年における文官任用令の改正頃にほぼその体制が整つた<sup>(7)</sup>のである。しかし、政党政治と藩閥政治の挟間でその影響を受けざるをえない状態であり、いくたびも改変が行われた。

たとえば、一八八五（明治十八）年にはいわゆる「官紀五章」によつて試験による官吏任用の方針が示されていた。しかし、一八八七（明治二十）年に欧米視察から帰国した、時の農商務大臣谷干城でさえ、政府に意見書を提出し、無用の官吏を整理するとともに、官制や官員数を定め、官吏試験を実施するよう求めるという実態であった。<sup>(8)</sup> このような中で、官吏任用が試験によるものとされたのは、同年の「文官試験試補及見習規則」（勅令三七號）からであった。しかし、なお帝國議會の場で野党によつて藩閥による情実人事を批判された政府は、一八九三（明治二十六）年に勅令一八三號をもつて「文官任用令」を定め、文官任用高等試験（以下、高等試験）合格者から高等官を採用し、同時に文官任用普通試験合格者から判任官を採用するものとした。「志士官僚から帝大官僚へのきりかえのスタートがきられた」<sup>(9)</sup>のである。しかしこれは、「当時の社会的背景を考慮しし細に文官任用令の実体を眺めると、任用令の制定は決して政府にとつて都合の悪いものではなく、むしろ政府が自らこれを定めた所以は政党の攻撃によつて縮少させられた行政機構を自己陣営の内部において維持補強」<sup>(10)</sup>するものであった。ところが逆に、勅任官が自由任用とされた結果「やがて政党が成長してくる中で政党内閣誕生で獵官的な人事が露骨になり政党勢力から官僚の牙城を守るべく、明治三二（一八九九）年三月に勅令六一號をもつて、文官任用令を全文改正し、親任官及び特別任用の官を除き勅任官の資格を定めた」ということになるのである。したがつて一八九三（明治二十六）年の時点で、「高等試験合格者」の適用対象となつたのは基本的に奏任官のみであつたということになる。このような官吏任用制度の変遷の中で、市藏が帝國大学を卒業した一八九六（明治二十九）年頃には、判任官および奏任官への任用方法をめぐる駆け引きは、政治情勢を反映した混乱から一応は抜け出しつつある時期であつたとい

えよう。

ところで屬は判任官である。市藏は帝國大學出身の学士であるので、普通試験の合格によらなくとも判任官としての採用には支障が無かつた。さらに、官庁によつては採用後に高等試験をうけることもできた。むしろ「この時期は、大学卒業直後の七月に属に採用され、在職中に文官高等試験に合格し、しばらくして奏任官に任用されるのが一般的」であるばかりか、「十一月の高等文官任用試験まで事實上の休暇を与えて試験の準備に当たらせた<sup>(13)</sup>」といつた状況であった。一八九四（明治二十七）年帝國大學卒業組は、前年の文官任用令によつて、豫備試験こそ免除されたものの、無試験で試補採用の特権を奪われたことから高等試験を忌避している。そのため帝國大學卒業生の受験は、翌一八九五（明治二十八）年卒業組からである。市藏はさらにその翌年卒業なので、卒業した年に受験している。しかし、その年は失敗し、二年後の一八九八（明治三十一）年によつやく合格している。ちなみに卒業翌年の高等試験は、試験直前の十月二十四日に母を亡くしていたため、受験しなかつたか、受験しても失敗したかであろう。

さて、市藏がどういう経緯で設置されて間もない拓殖務省屬となつたかは定かではない。この頃の官吏の採用は、「過半数の卒業生はすぐには就職が決まらず、数ヶ月から半年は、あれこれ苦労して「売口」を探さねばならない有様」<sup>(14)</sup>だという。このような状況の中で、いづれは高等官を目指していることが明確である市藏が、卒業直後に拓殖務省に採用された理由があるのでないだろうか。

これに関しては、市藏が官途に就くに際して佐々友房の後押しがあつたとする指摘もある。<sup>(15)</sup> 佐々は、市藏が学んだ濟々齋の創設者で、この時点では既に衆議院議員になつてゐるが、その立場で官吏任用の後押しが可能だつたという確証は無い。しかし、その当時は國權主義的な吏党たる國民協會の大物で一定の政治的勢力を持つていた佐々にとつて、一判任官たる屬の採用に口を利くくらいのことは、可能性のないことではない。<sup>(16)</sup>

ところで、この拓殖務省自体も、当時の政局を反映した不安定な官序であった。制度的には一八九六（明治二十九）年の拓殖務省官制（勅令第八七號）によつて同年四月七日に設置されたれつきとした中央官序であるが、一年五ヶ月後の翌年九月二日には早くも廃止となつてゐる。この省は、市藏の勤務した北部局の他に臺灣に関する事項を主管する南部局および大臣官房で構成されていた。当時は第二次松方正義内閣で、拓殖務省の大臣は、高島鞆之助陸軍中將が就任した。陸軍大臣を兼務する現役陸軍将官がその地位についていることからも理解できるよう、政争の影響が見え隠れしている。省がわずか一年五ヶ月ほどで廃止されてしまつた理由は、その出発点に遡らなければならぬが、それは、日清戦争後の臺灣統治のあり方をめぐる方針変更によるものである。つまり、陸軍を中心とした「臺灣總督府関係者」と内閣に設置された「臺灣事務局」の駆け引きの結果として出来上がつた「拓殖務省官制」が、相当政治的な妥協の産物であることに原因がある。「中央の台湾總督への管理機關としてみると、それは同時に設置された正式な統治機關としての台湾總督府よりも問題の多い機關となつてしまつた」<sup>(17)</sup>のである。その結果、拓殖務省廃止に関して「中央における進歩党硬派は、明治三十年半ば、抗日ゲリラ鬪争と獄事件に加え、台湾關係費の予想外の膨張による地租増徴をうけたことによつて、高野孟矩と連携して台湾失政に痛烈な批判を開しており、その一環として同省廃止を説いた」<sup>(18)</sup>とされる状況になつていていたのである。

市藏に直接関わる北部局は、第一課から第三課まであつた。当初の北部局長は曾根靜夫で、翌一八九七（明治三十）年八月二十六日から廃止までは新井章吾である。初代北部局長の曾根は、安房國（現千葉県安房郡鋸南町奥山付近）の出身で、北條縣（現岡山県の一部）出仕からたき上げ、大藏省國債局長から拓殖務省を経て、臺灣總督府民政局長を勤めた人物である。<sup>(19)</sup>曾根は、一八九七（明治三十）年七月二十日付で臺灣總督府に異動しているが、それからすると、もともと南部局長に充てられなかつたのが不自然に感じられる人事である。新井は、その後すぐに廃止と決まつたのも同然の北部局長のポストにわずか一週間程度だけ就任し、高等官二等に叙せられている。そ

の理由は、「松方内閣は第十回議会をきり抜けたあと、（明治二十九年十二月二十五日～翌年三月二十四日）薩派的とみられる与党代議士たちに代償ともいえる官職を与えた」<sup>(20)</sup>事例のひとつだとされる。彼は、自由民権運動の闘士で、いわゆる大阪事件によつて下獄し、憲法公布にともなう大赦によつて放免された猛者である。後、衆議院議員となり、内地雑居反対を唱えて対外硬運動を推進し、憲政党を経て立憲政友會に所属したが、もちろん元來の官吏ではない。この新井の例で明確であるように、勅任官ポストは政争の具とされている。先に触れた文官任用令は、そもそもこのような与党による獵官を防ぐために制定されたものであつたことは前述した。しかし、一八九九（明治三十二）年の文官任用令全面改正まで、自由任用とされた勅任官ポストについては、このような実態であつた。

それはともかくとして、一八九七（明治三十）年九月一日に拓殖務省が廃止となつた後、北部局は、内務省北海道局に移管された。それとともに市藏も内務屬となり北海道局勤務になつた。<sup>(21)</sup>一八九八（明治三十二）年七月十六日までの約十ヶ月間の局長は「蒲生仙」、以後翌年十月三十一日に廃止となるまでの三ヶ月余りは「中島又五郎」である。

この場合も、先の北部局と同様の事情がある。局廃止までの一年二ヶ月弱間の局長二人に関する略歴は、以下のようである。蒲生仙は、元鹿児島藩士で、司法省法學校卒業。法制局參事官等を経て一八九〇（明治二十三）年衆議院議員となり当選四回。郷里に帰り、島津家の山ヶ野金山鉱業館々長を務めた。中島又五郎は、一八五一（嘉永四）年生まれの元越前府中藩士で藩校立教館助教などを経て、一八七五（明治八）年に元田直の法律学舎に入塾し、一八七七（明治十）年代言人試験に合格。星亨らと厚徳館という代言人事務所を開く。初期からの自由党員で福島事件の辯護人も勤めた。一八九二（明治二十五）年に東京市會議員となり、東京辯護士會々長。さらに一八九四（明治二十七）年に東京府第三區選出の衆議院議員となり、一八九八（明治三十二）年には、前述の北海道局長となつて、正五位高等官二等に叙せられた。一九〇〇（明治三十三）年の東京市會汚職事件時には市會議長であつたが、豫審有罪となつた。

このようにいざれも勅任官ポストの政治的利用というしかなかろう。それはともかく、このような変遷につれて、市藏も内務省北海道局、大臣官房北海道課と所属が変更となりつつ、一八九九（明治三十二）年五月四日まで勤務した。先に述べたような状況を拓殖務属および内務属として勤務していた市藏はどう眺めていたのであろうか。

いざれにしても、この段階では市藏が良し悪しを評価できることではなかつたであろう。市藏は、一八九八（明治三十一）年十二月、高等試験に合格したことは前述した。成績は合格者四十一名中三十一番であつた。<sup>23</sup> しかしこの段階では、まだ属のままである。官界では、「出世は役所を動かす原動力だが、役人にとって出世とは何か、まづそれが問題である。官僚としての頂点は普通各省の次官だし、貴族院の勅選議員になればひとかどの成功というのが戦前の相場だつた」という。もちろん「貴族院勅選議員」が明確な目標となつていつたのは、市藏自身にとつても官僚の世界でも、もう少し後の時代のことだろう。市藏が受験した年の高等試験は、帝國大學卒業生が忌避した一八九四（明治二十七）年はともかく、その翌年から数えてまだ四回目であり、後年のように高等試験の席次によつて出世のスピードが決まるという事情もそれほど決定的ではなかつただろう。しかしそれだけかえつて情実や伝手による手加減もあつたはずである。さらに言えば、当面する奏任官はともかくとして、最終的な目標としての勅任官ポストは、政治的有力者との結びつきによらねば到達できないと感じたのではなかろうか。判然としない彼の属への任用の事情が、佐々友房という吏党政治家による斡旋であつたとすれば、なおさらでそう感じたはずだといふのは、穿つた見方であろうか。

### 三、警察監獄學校教授時代

大意や法學通論の講義を受け持つことになった。叙高等官六等、六級俸千四百円下賜である。<sup>(26)</sup> つまり、同校教授は、奏任官であるけれども、すでに高等試験に合格している市藏にとって、制度上からは何の問題も無い人事である。同年五月からは内務省参事官を兼任している。<sup>(27)</sup>

警察監獄學校は、一八九九（明治三十二）年に日清戰爭後の治外法權撤廃を控えて、警察官吏および監獄官吏の幹部を養成するためには設置された学校である。<sup>(28)</sup> すでに一八八五（明治十八）年から一八八九（明治二十二）年まで警官練習所が、一八九〇（明治二十三）年から翌年まで監獄官練習所がその役割を果たしていたが、より本格的な学校を目指して設置されたのである。したがって、教授陣にも警察監獄行政に造詣の深い人物が登用されて就任している。市藏にとっては奇遇ということになるが、後年、方面委員制度を創設したとされる大阪府知事時代にブレーンとなる小河滋次郎および、家庭学校を創設し社會事業界の大御所となる留岡幸助等とはこの時点で面識ができると考えられる。なぜなら前述のように警察監獄行政に造詣の深い人物として、小河や留岡が警察監獄學校に関わっていたからである。<sup>(29)</sup> 小河は監獄事務官であり、學校設立に関しても関わりがあつたが、直接的にも囑託講師として學校に籍があり、留岡は、小河の推薦によつて市藏と同じく警察監獄學校教授の職に就いたのである。

ただ警察監獄學校の教授への異動は、小河や留岡とは異なり、市藏のように高等試験に合格した正規の内務省官吏の出世コースとしては、本道なのか脇道なのか、判然としない。とはいっても、名目的とはいえ校長が内務次官とされていることを始めとして、警察監獄學校そのものは、重要視されていた。つまり、「開校式は勿論のこと、その後の入校式や卒業式などにも内務大臣、司法大臣、各局長、警視総監以下各部長、所長を始め上京中の地方官など警察界の有力者が挙つて出席しているのは、後の警察講習所などでも恐らく見なかつた現象であろう。当時の時勢がのんびりしていたことにもようろうが、当局者がこの学校を重要視していた証左<sup>(30)</sup>」なのである。しかし「講義の重点はこれらの教授連よりもむしろ講師にあつた」<sup>(31)</sup> というのだから、留岡はともかく、市藏はどういう立場だつ

たか、おおよそ見当がつくのではないか。

ところで、四月十九日に警察監獄學校官制（勅令一五四號）は、公布されていたが、校舎は「麹町区霞ヶ関の旧教導團跡の内務省用地にある陸軍省付属の被服廠を修繕して充てられる」ことになつていた。しかし、引渡しや校舎修繕のために開校時期は遅くなり、學校規則の制定は七月五日、第一期の開校式は九月十八日である。この前後からの警察監獄學校教授としての市藏官歴については、以下の通り辿れる。<sup>(33)</sup>

一八九九（明治三十二）年

六月二十九日 大阪、兵庫、奈良、愛知、岐阜、岡山に出張（『官報』第四七九九號）。

十二月十九日 「孜々勉勵生徒教授に従事し、其勤勞少からざるに付」金三五〇円賞与。

一九〇〇（明治三十三）年

六月十一日 五級俸千六百円下賜（『官報』第五〇八一號）。

七月二十四日 廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知へ出張（『官報』第五一一八號）。

一九〇一（明治三十四）年

六月二十一日 四級俸千八百円下賜（『官報』第五三九一號）。

六月二十二日 正七位、陞叙高等官五等（『官報』第五三九一號）<sup>(34)</sup>。

七月三十日 青森、山形、巖手、福島、茨城に出張（『官報』第五四三三號）。

一九〇二（明治三十五）年（同年四月一日現在從六位）<sup>(35)</sup>

七月十日 三級俸二千百円下賜（『官報』第五七〇五號）。

八月五日 三重、富山へ出張（『官報』第五七二八號）。

一九〇三（明治三十六）年

七月二十五日 廣島、福井へ出張（『官報』第六〇二〇號）。

八月二十九日 従六位、陞叙高等官四等（『官報』第六〇五〇號）。

九月二十八日 二級俸二千二百円下賜（『官報』第六〇七四號）。

一九〇四（明治三十七）年

三月五日 山口縣書記官となる。正六位となつてゐるが、高等官四等二級俸下賜は変わつていない<sup>(36)</sup>。

そして、警察監獄学校は、この年の三月三十一日で廃校となつた。

ところで、この間の市藏の昇進は、一八九二（明治二十五）年の勅令九六號「高等官官等俸給令」および翌々年一八九四（明治二十七）年勅令一二三號によるその改正に則つた二年毎の陞叙である。「俸給令が定めたのはあくまで最低年限であったが、この年限での陞叙が一般化しており、事実上フォーマル制度が昇進スピードを規定していたと見ることができよう<sup>(37)</sup>」という状況の中で、規定にしたがつた昇進といえよう。

この頃の警察監獄學校についての林市藏自身による後年の回想がある。

第一期は殆んど各府県の警務課長、保安課長級、学歴は単純なりしも経験に富み世故に通し肚も出来て居り、現今の警察官とは雲泥の差あり責任感も旺なり。此点大に学ぶべきと思ふ。幹事も其統制に骨が折れたるやに聞く。当事に比すれば今のは服装等形を努めて内容乏しく思はる<sup>(38)</sup>。

当時、内務省で新進気鋭の高等官として、実際にはあまり重任ではなかつただろう奏任官たる教授を務めていた

市藏が、かなり後年に述べた感想として、興味深いものがある。

#### 四、警察監獄學校教授時代の借金返済について

ところで、この頃に友人で第五高等中學校同期生でもあり帝國大學でも同期入学の弁護士、「安東俊明」の借金を肩代わりして、経済的に苦しんだとされる。安東は、酒の為に高利貸しに借金し、それが返せなくなつて、「とうとう都おちして、後には北海道の兄のところで、ついに一度も花をつかさずに世を去つた」<sup>(39)</sup> というのである。市藏はその借金の連帯保証人になつていたため警察監獄學校教授時代から後の山口縣内務部長時代まで十年近くその返済に苦しみ、新婚家庭の家財道具を全部差し押さえられたり、夭折した長男を病院から引き取るための入院費を工面するのに紋付の羽織を質入したりしたというエピソードも披露されている。この借金返済の話は野田寛の談話とともに紹介されており、<sup>(40)</sup> 借金返済の面倒を見たのは熊本市上通りに現存する長崎書店の初代長崎茂平<sup>(41)</sup>といふことで言及されているので、借金返済に苦しんだこと自体については、信憑性はある。

たとえば、前述の借金返済に関わることとして「先生は債鬼にせめられて、官吏としては、副業は許されていかかつたけれども、退庁後私立学校で教えるもした」<sup>(42)</sup> という逸話がある。同じく教授であった留岡幸助が、「この職は比較的時間的余裕があつたため、家庭学校は勿論、この時期、多彩な活動を展開することになる」<sup>(43)</sup> のと同様であつたかどうかはともかくとして、「教授は専任の人も多くは内務書記官とか参事官とか検事などを兼任し、當時学校に詰めている人は少なく、それらの教授も授業以外には余り手を出さなかつた」<sup>(44)</sup> という状況であり、そのため退庁後に私立学校で教える余裕もあつたかもしれない。

それならば、高等試験に合格した市藏の方から清浦奎吾に警察監獄學校への異動を求めて運動した可能性もある。

警察監獄學校は、後に監獄事務が司法省に移管された後も内務省の管轄であり続けたが、司法省の影響が皆無ではなかつただろう。清浦が司法次官であったのは、一八九二（明治二十五）年から一九〇〇（明治三十三）年にかけて断続的であり、一九〇一（明治三十四）年六月から翌々年年九月まで司法大臣にもなつてゐる。市藏が警察監獄學校教授に就任した年の前後には司法次官の職にあつたので、清浦が何らかの理由で市藏を必要としたか、あるいはその逆であつたかわからないが、この人事の背後に清浦の働きかけはあつたかもしだれない。それに関して、前稿で触れたように市藏が清浦奎吾の甥(45)だとする資料がある。この資料の信用性は低いが、清浦は熊本出身であるし、さらに後年のこととは言え、巷間「清浦の甥」と取り沙汰されるだけの事情があつたとすれば、警察監獄學校教授就任の時点より以前から清浦との接点があつたとも考えられる。

ところで安東俊明については、略歴が確認できている。彼は、第五高等中學校で市藏と同期、当初から修學寮に入寮しており、市藏の前年に炊事委員を務めた。その後帝國大學法科大學法律學科に進んでいるが、大学卒業は一八九八（明治三十一）年で市藏より二年遅れた。卒業後は、司法官試補檢事代理を半年ほど務めた後に依願免本官。その後、東京市で辯護士を開業するが、その傍ら東亞同文會幹事(46)を務めた。一八九九（明治三十二）年十一月に渡道して、小樽でやはり辯護士を開業。一九〇三（明治三十六）年から一時任官して、札幌地方裁判所判事に補されるが、翌々年再度札幌で辯護士を開業した。一九〇九（明治四十二）年に札幌地方裁判所所屬辯護士會々長、一九一四（大正三年）には立憲同志會札幌支部幹事長、その後憲政會北海道支部常任幹事となつた。その翌々年北海道々會議員に當選し、憲政會北海道支部政務調查部長、翌年憲政會所屬北海道會議員會長となる。一九二二（大正十一）年に札幌控訴院前に事務所を新築した。<sup>(47)</sup>

さらにこの間、一九〇一（明治三十四）年七月から翌年五月まで、小樽商業學校の校長を務めている。俊明には明治元年生まれの兄である俊春(48)がいたが、その兄も一九〇七（明治四十）年まで同校に勤め、後北海道拓殖銀行に

入った。<sup>(49)</sup> 兄の俊春は、市藏と濟々饗同窓生で一八九二（明治二十五）年段階では、小學校教員である。兄のほうは年齢的には市藏とほとんど変わらないので、市藏と同時期に濟々饗で学んだ可能性は高く、兄の俊春と市藏も面識があつたと考える方が自然であろう。<sup>(50)</sup> 安東俊明に関するこのような略歴から判断すれば、先に紹介した市藏の借金返済に関する理由から感じられる彼の人となりについて、かなりニュアンスが異なつてくる。

そうだとすれば、借金の理由に関して別の見方ができるよう思う。というのは、安東俊明が東京で学生時代に東亞同文會幹事になり、小樽商業學校々長時代は「倒満興漢を念願する当時の志士たちの一人だつたらしい」<sup>(51)</sup>といふことから考えられることである。<sup>(52)</sup> 東亞同文會前身の一つである同文會には、佐々友房を含めて熊本関係の大物が複数加わっており、市藏の立場からすれば、安東を応援することがむしろ当然であつたとも考えられる。

さらに家財道具の差し押さえや入院費の工面についてのエピソードは、すでに屬から高等官になつておらず、相当高額の俸給があつた当時の市藏から考えると個人の酒代程度といった少々の借金ではないはずだ。さらに安東が兄を頼つて渡道したのは事実だとしても、その後相当の地位を築いているにもかかわらず、借金に頬かむりするといふことは考えにくい。これらから想像すれば、安東の酒代といった個人的借金を肩代わりしたのではなく、東亞同文會にかかる政治活動の資金であつたことも考えられる。<sup>(53)</sup> もし、そうだとすれば後年まで苦しむくらいの多大な借金の連帯保証人になつたのも、ただ同窓生の誼というだけではなかろう。市藏は、借金の事情をよく知つており、安東の東亞同文會活動に相当理解を示していたのではないか。安東にすれば、市藏を同志と考えて、ある程度の返済を頼つていた可能性はないだろうか。

このよう中で市藏は、一九〇〇（明治三十三）年五月に入籍した。相手は、沼津市の市河彦三の妹「茂」<sup>(54)</sup>であった。<sup>(55)</sup> 茂は一八七九（明治十二）年十月生まれであり、市藏とは、一回り違ひとなる。そして一九〇一（明治三十四）年七月五日には、前述のエピソードにあるように長男を生後一年余りで亡くしていることは、確かなのである。<sup>(56)</sup>

だか、その亡骸を病院から引き取るために払うべき入院費にも事欠いたとは、当時すでに高等官であり、六級俸四百円を受け、さらにアルバイトまでしていたらしい市藏にとって、友人の個人的借金程度の額であつたとされていることとともに、にわかには信じ難いエピソードだと思うのである。

## 五、おわりに

本稿では、林市藏が帝國大學卒業後に、判任官としての拓殖務省屬を振り出しに奏任官たる警察監獄學校教授の職を終えるまでの官僚履歴の前半を検証した。市藏はこの後、山口縣、廣島縣、新潟縣で書記官となり、三重縣知事から東洋拓殖會社理事、山口縣知事を経て、米騒動直前に就任した大阪府知事で依願免本官となつて官界から離れる。その大阪府知事時代に「大阪府方面委員規定」を制定するのである。さらに、むしろ民間で役職を得てからの市藏は、方面委員の發展に尽力するようなのだが、その動機は何だったのか、その点はあまり解明されていない。

しかし、本稿で検証した履歴からだけでも、たとえば借金返済にまつわる友人との関係の可能性など、今までとは違った市藏像を提示できことは、その一端を明らかにする契機になるように思う。引き続き履歴の解明作業を続けて、林市藏と方面委員制度の関係をより明確なものにしていきたい。

### 注

- (1) 前稿は、「林市藏の実像に関する研究（二）」とした。しかし、何をもって「実像」とするか、その判断は困難で、せいぜいなるべく正確な履歴に多少の解釈が加えられる程度でしかないようだ。そういう理由から連続する研究ではあるが、表題を変更した。

- (2) 「林市藏の実像に関する研究（一）」（『京都光華女子大学紀要』第四三号、二〇〇六年、七一頁・九三頁）。
- (3) 前稿で、「日清戦争までまだ二年の歳月を残す」としたが、これは完全な誤りである。本稿で訂正しておく。
- (4) 水谷公三『官僚の風貌』中央公論新社（日本の近代<sup>13</sup>）、一九九九年、一〇七・一〇九頁。
- (5) 香川亀人『民生委員の父—林市藏先生傳』（以下、『先生傳』）広島県民生委員連盟、一九五四、十九頁。
- (6) 一八九一（明治二十四）年勅令第八三號「判任官俸給令」による。なお、この俸給令は一八九八（明治三十二）年勅令第三一〇號によって増額されている。したがって、後述するように市藏の判任官として最後の年であつた同年には、最終的に月俸四十五円（年額五四〇円）になつていたはずである（日本公務員制度史研究会編『官吏・公務員制度の変遷』第一法規、一九八九年、一〇五頁・一〇六頁）。
- (7) 渡辺保男「第四章 日本の公務員制」（辻清明編『行政学講座第二巻 行政の歴史』東京大学出版会、一九七六）、一一一頁。
- (8) 由井正臣「近代官僚制の成立過程」由井正臣・大日向純夫『官僚制 警察』岩波書店（日本近代思想体系三）、一九九〇年、四五六・四五七頁。
- (9) 田中惣五郎『日本官僚政治史』河出書房（日本近代史叢書四）一九五四年、九三頁。
- (10) 和田善一「文官詮衡制度の変遷（Ⅲ）—文官任用令施行時代 上」『試験研究』十三号、一九五五年、五六頁。
- (11) 代田剛彦「行政官僚の養成と倫理—明治初期及び文官高等試験導入後の任官と学問倫理的背景」『政経研究』三四巻四号、一九九八年、七二二・七二三頁。
- (12) 前掲『官吏・公務員制度の変遷』五七頁。
- (13) 清水唯一郎「文官任用令制定の政治過程—政官関係の制度的序説」『法學政治學論究・法律・政治・社会』五九号、二〇〇三年、五八頁。
- (14) 前掲『官僚の風貌』一一七頁。

(15) 『先生傳』十九頁。

(16) さらに傍証としては、熊本から北海道への入植移民に関する事実がある。熊本から北海道への殖民は、一八七二（明治五）年に天草（当時は八代縣）の島民を移住させたことに始まる。一八九一（明治二十四）年には熊本移住協同組合が組織されたが、順調に進まず、翌年に佐々友房等が引き受けることによつて八十戸が入植したが成功しなかつた。その後済々饗の教師であった合志林藏や三島五運が、佐々の意を受けて尽力し、一八九四（明治二十七）年三月から一八九六（明治二十九）年七月までに、百二十四戸三百四十人を移住させたという経緯がある（猪飼隆明「明治の北海道移民」『熊本の明治秘史』熊本日日新聞社（熊日新書）、一九九九年、一〇六・一八頁）。市藏の勤務した北部局は、北海道に関する事項を主管事項としていた。したがつて、市藏の採用先である北部局と佐々の北海道移民への関心を考え合わせて、佐々の後押しがあつたと考えられなくはない。

(17) 檜山幸男「台湾統治基本法と外地統治機構の形成——六三法の制定と憲法問題」台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所（社研叢書十五）、二〇〇四年、一四〇頁。

(18) 楊素霞「初期台湾統治における漢族系住民統治と拓殖務省問題——「内地」大手新聞を対象に」二〇〇四年、神戸大学博士（学術・甲第三一八七号）学位論文、九四頁。

(19) 「曾根靜夫」安房先賢偉人顕彰会編『安房先賢偉人傳』国書刊行会、一九八一年、四四八・四六一頁。ただし、原本は、一九三八年に発行されており、本書はその複製である。

(20) 大町雅美『新井章吾』下野新聞社（下野人物シリーズ②）一九七九年、二八五頁。

(21) 北海道局も翌年十月月三十一日に廃止されて大臣官房北海道課となり、その北海道課も一九〇三（明治三十六）年四月一日に廃止となつた。

(22) この二人については、資料が少ないが、蒲生仙については、『新撰大人名辭典』平凡社、一九三七年、第二卷、一七九頁

（ただし、一九七九年復刻版『日本人名大事典』による）、中島又五郎については、『日本現今人名辭典』（日本現今人名辭典發行所一九〇〇年、なノ六五頁（ただし、一九八八年復刻版『明治人名辭典Ⅱ下巻』日本図書センター、による）および「はんちはんかい備忘録」（<http://rokugou.csidc.com/sub465hantihankai.html> - 11〇〇六年九月十五日）によっている。

- (23) 『官報』第四六三一號。
- (24) 前掲『官僚の風貌』一二五頁。
- (25) 前掲『官僚の風貌』一三三頁。
- (26) 『官報』第四七五一號。なお、前述のように市藏は判任官最後年には、最終的に月俸四十五円（年額五四〇円）になつていたはずなので、この時点の年俸としては一・五倍以上になつたと考えられる。
- (27) 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、一〇〇一年、四一四頁、に「兼内務省参事官」とある。前掲『資料・監獄官練習所』では、この経歴は見当たらない。
- (28) 以下の記述も『資料・監獄官練習所』の「警察監獄学校概説」九五・一〇〇頁、によつている。
- (29) 『先生傳』一二一頁には、「先生が、後大阪府知事時代、方面委員制度をはじめるにあたつて、その学問上の相談相手となつたわが国監獄学の權威法学博士小河滋次郎先生や、元同志社大学総長であつた牧野虎次先生、救世軍の山室軍平先生、家庭学校長であつた留岡幸助先生等はすべて、この警察監獄学校に直接間接に関係あつた人々で生がいを通じて先生と親交のあつたかたがたを知つたのはこの時代である」とある。しかし、牧野や山室との時点で親交ができたかどうかは、疑問である。小河と留岡については、どの程度の親交ができたかはともかくとして、面識はできたと考えても自然だろう。
- (30) 高橋雄豺『明治警察史研究第一巻—明治年代の警察幹部教養』令文社、一九六〇年、二二二頁。
- (31) 前掲『明治警察史研究第一巻』一九四頁。これに続けて「開校当初の講師は、警視兼内務書記官松井茂、大審院判事鶴丈一郎、法学博士木場貞長、警視黒金泰義、陸軍少尉西稷、東京帝国大学農科大学助教授津田慶太郎、衛生試験所技師薬学博士

田原良純、内務省技師宮入慶之助、司法官試補小合伸、副島義一の十四人、当時各方面の有力者を集めた観があつた。講師といつても正式に嘱託せられ、官報にも登載せられたものである。有松英義氏は「當時洋行中で、後に講師となつた」（同書、同頁）とある。市藏は「當時各方面の有力者」ではなかつたはずである。

(32) 前掲『資料・警察官練習所』九六頁。

(33) これ以降の警察監獄學校教授在職中の市藏履歴については、矯正図書館編『資料・監獄官練習所』矯正協会、一九七七年、に掲載された「警察監獄學校年表」（一〇三・一三九頁）を参照しているが、『官報』により再確認した。また、陞叙と年俸の関係については、一八九二（明治二十五）年勅令第九六號「高等官官等俸給令」を参考にして俸給額を推測したものである。

(34) 一九〇二（明治三十五）年および翌年の内閣官報局発行『職員録（甲）』（ただし、一九九〇年復刻『内務省人事総覽』日本図書センター、による）によれば、その当時、市藏の住所は、「牛、矢來、三、字山里乙五三號」となつてゐるが、これは「牛込區矢來町三番地字山里乙五三號」（現新宿区矢来町辺り）と推測できる。なお、一九〇三（明治三十六）年版では、「乙五七號」となつてゐる。

(35) 前掲『職員録（甲）』による。

(36) ただし、一九〇〇（明治三十三）年三月勅令第九三號によつて改正された「地方高等官俸給令」によれば、書記官の二級は千八百円の俸給となるので、それまでと比較して減給となるが、当時の中央省庁官吏俸給と地方官俸給の関係については、さらに調査したい。

(37) 川手撰『戦後日本の公務員制度史——「キャリア」システムの成立と展開』岩波書店、二〇〇五、十二頁。

(38) 前掲『明治警察史研究第一卷』一九八頁。ただし、この部分自体が引用のようであるが、出典が明示されていない。

(39) 『先生傳』二三頁。

(40) 『先生傳』二四・二七頁。

(41) 長崎茂平は、一九一〇（明治十）年に、当時「千里眼」といわれる透視能力を持つとされた御船千鶴子に対して科学的実験が行われた時に、請われてその実験に立ち会った人であり、地元では信用のあつた人と言える。

(42) 前掲『先生傳』二五頁。

(43) 室田保夫「警察監獄学校時代の留岡幸助」『同志社談叢』十四号、一九九四、十八頁。

(44) 前掲『明治警察史研究第一巻』一九三頁。

(45) 楚水生「東洋拓殖の事業及び新舊首脳者」『實業之日本』第十七卷第三号、一九四四年、四十一頁。

(46) 會員であることは確認できるが、この時点で幹事になつてているという確認はできない。注(47) 参照。

(47) 安東俊明の略歴については、以下を参照した。金子郡平『北海道人名辭書』北海道人名辭書編纂事務所、一九一四、六・七頁、および金子信尚『北海道人名辭書』北海民論社、一九二三、一四〇頁。

(48) 兄の氏名については、「俊晴」の可能性もある。注(50) 参照。

(49) 北照高等学校編『北照九十年史』一九九一、二〇〇頁。なお、北照高等学校は、小樽商業学校の後身である。

(50) 済々賛百年史編集委員会編『済々賛百年史』済々賛百周年記念事業会、一九八二年、一〇五五・一〇八八頁に一八九二（明治二十五）年時点での「奮濟々賛同窓會名簿」が復刻されている。それには安東俊晴が「小學校教員」（一〇八〇頁）として掲載されている。したがって、この時点では恐らく熊本の小學校の教員だと判断できるが、この兄がどういう理由で渡道したかは不明である。北海道移民と関係あるとすれば、佐々友房の影響があつたかもしれない。

(51) 前掲『北照九十年史』十五頁。

(52) 安東は、東亞同文會前身の一つである東亞會時代の一八九七（明治三十）年頃からすでにその同人であることが確認できる

（東亞文化研究所編『東亞同文會史』霞山会、一九八八年、三十頁）。この東亞會は、「孫文らの清朝打倒の革命派を支持」

(同書、三三二頁) ということであるから、注(51)の記述も裏付けられる。また後に合併する同文會には、長岡護美、清浦奎吾、佐々友房ら熊本ゆかりの大物が加わっており、熊本出身の安東が関わりを持つことはありえる。そして、安東は東亞同文會発足後も、その当初から會員になつてゐるのである(同書、二六七頁)。

(53) この頃の東亞會について「實際には資金的な準備もなく、會は研究・討論・友好の團体にとどまつていた」(前掲『東亞同文會史』三十頁) ということだが、それならばなおさら安東が活動資金を工面していいたことはありえよう。

(54) 交友調査會編『帝國大學出身名鑑』三一九三二年、四七頁(ただし二〇〇三年復刻版『帝国大学出身人名辞典』第三卷、日本図書センター、一三八一頁による)。ただし、「妻しげ子」となつてゐるが、ここでは墓誌にしたがつて「茂」と表記した。

(55) 市河氏については、「沼津きつての素封家」であるとなつてゐるので、海運業者で、呉服・酒・味噌・醤油・油・雜貨を商つていたという沼津魚町の「油屋」であると考えられる。明治二十年代の当主篤三は、「岳南日報社々長となり、進歩党から衆議院議員として立候補するなど、政治活動を行つた」というから、それで身代を傾けたのかもしれない。市藏の借金返済についても協力したようではない。彦三は、その子あたりになるのか。昭和期の当主、彦太郎は、一高、東大を経て外交官になつてゐる(静岡県姓氏家系大辭典編纂委員会編『静岡県姓氏家系大辭典』角川書店(角川日本姓氏歴史人物大辭典二二)、一九九五、四六〇・四六一頁)。また仲人は、相磯慥である。彼は相磯格堂の養子であり、一八八八(明治二十二)年七月に侍医となつて以来、明治・大正・昭和の三代にわたる天皇の侍医であった。相磯家は、格堂から代々続いた沼津の医家となつていく(相磯和嘉『岬の家』近代文藝社、一九八九、一七九一八五頁)。だがこの時点ですでに侍医たる相磯慥は、市河家にとつても、内務省の新進高等官たる林市藏にとつても、仲人として、むしろ十分過ぎるものであつたかもしれない。ただ、実際にどういう経緯でこの婚姻が成立したかは明確ではない。しかし、侍医を仲人に引き出すからには、相当の仲介者があつたと考へるのが自然であろう。そこに市藏を引き立てようとする人物の存在を感じ取ることができるのである。

(56)

九〇一（明治三十四）年七月五日に逝去した長男（孚・孩子）となつてゐる。

一